

栃木県診療所等物価支援事業給付金実施要綱

(趣旨)

第1条 県の交付する栃木県診療所等物価支援事業給付金(以下「給付金」という。)については、「令和8年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施について」(令和8年2月26日付け医政発0226第11号及び医薬発0226第2号 厚生労働省医政局長及び厚生労働省医薬局長通知)の「4. 診療所等物価支援事業」に基づき予算の範囲内において交付するものとし、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(支援の目的)

第2条 この給付金は、診療等に必要な経費に係る物価上昇の影響による負担増の軽減を図ることと、県内の診療所等を支援し地域の安定した医療提供体制を維持することを目的とする。

(交付の対象施設等)

第3条 給付金の対象となる施設(以下「対象施設」という。)及び事業は、栃木県内に所在する有床診療所(医科・歯科)、無床診療所(医科・歯科)及び薬局(いずれも健康保険法(大正11年法律第70号)上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設。)における診療等に必要な経費とする。ただし、令和8年1月1日において廃院・廃止している場合(本事業の申請時点で令和8年1月2日以降に廃院・廃止を予定している場合を含む。)は対象外とする。

(交付額の算定方法)

第4条 給付金の交付額は、次の表のとおりとする。

対象施設区分		基準額
有床診療所(医科・歯科)	使用許可病床数が14床以上	使用許可病床数 × 13千円
	使用許可病床数が13床以下	1施設 × 170千円
無床診療所(医科・歯科)		1施設 × 170千円
薬局	所属する同一グループ内の保険薬局の数(※)が1店舗以上5店舗以下	1施設 × 85千円
	所属する同一グループ内の保険薬局の数(※)が6店舗以上19店舗以下	1施設 × 75千円
	所属する同一グループ内の保険薬局の数(※)が20店舗以上	1施設 × 50千円

※ 厚生(支)局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書(別紙様式3)または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点

の数（当該保険薬局を含む）とする。

（交付申請及び実績報告）

第5条 この給付金を受けようとする診療所等は、申請及び実績報告（以下「申請等」という。）に次に掲げる書類を添付し申請するものとする。

- (1) 給付金の振込先口座の通帳の写し
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、電子申請又は郵送により行うものとする。

（給付金の交付審査）

第6条 知事は、診療所等から前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、必要に応じて関係書類の不備の是正等を指示するものとする。

（給付金の交付決定）

第7条 知事は、前条の結果、支給又は不支給の決定を行うものとする。

（給付金の支給）

第8条 知事は、給付金の支給を決定した場合は、支給額を申請診療所等に別添様式1により通知するとともに、診療所等が申請書に記載した給付金振込先口座に振り込むものとする。

（申請のみなし取下げ）

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、確認及び是正に努めたにも関わらず、別途定める修正期限までに書類の補正が行われなかった場合において、その他診療所等の責に帰すべき事由により支給ができなかったと認められるときには、給付金の申請が取り下げられたものとみなす。

- (1) 第6条の支給審査において、関係書類の不備等があったとき
- (2) 第7条の規定により給付金の支給決定後、申請書等の不備により振込不能となったとき
- (3) 第7条の規定により給付金の支給決定後、支払（振込）時点において支援対象医療施設が廃止されているとき

（調査）

第10条 知事は、給付金の支給について、必要と認める場合は、診療所等関係者に対して書類の提出を求め、事情聴取等を行うことができる。

（給付金支給決定の取消し）

第11条 知事は、給付金の支給を受けた診療所等が不正に給付金を受給したと認める場合は、第8条の規定により決定した支給を取り消すことができる。

2 知事は、前項に該当すると認めた場合は、不正受給と認めた日又は給付金の支給決定を取り

消した日以後、診療所等に給付金を支給しないものとする。

- 3 知事は、第1項の規定による取消しを行った場合は、速やかにその決定の内容を該当事業者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第12条 診療所等は、前条第1項の規定により給付金を取り消された場合において、給付金を知事が定める期限までに返還しなければならない。

(関係書類の保管)

第13条 当該給付金の支給を受けた診療所等は、申請に係る証拠書類を整理し、給付金の交付年度の翌年から起算して5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8（2026）年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和8（2026）年12月31日限り、その効力を失う。